

曾於市社会福祉法人指導監査会議設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法人の指導監査の円滑な推進を図るため、曾於市社会福祉法人指導監査会議(以下「指導監査会議」という。)を置く。

(掌理事務)

第2条 指導監査会議は次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 指導監査の実施計画に関すること。
- (2) 指導監査結果に関すること。
- (3) その他指導監査の実施に関すること。

(組織)

第3条 指導監査会議は、福祉介護課及びこども未来課を担当する副市長(以下「副市長」という。)、福祉介護課長、こども未来課長、大隅、財部支所保健福祉課長をもって組織する。

2 指導監査会議に会長を置く。

3 会長は、副市長をもって充てる。

4 会長は、指導監査会議の事務を統括し、会議の議長となる。

5 会長に事故があったとき又は会長が欠けたときは、福祉介護課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 指導監査会議は、会長が必要に応じて開催する。

(連絡会議)

第5条 指導監査会議の円滑な運営を図るため、連絡会議を設置する。

2 連絡会議は、第3条第1項に規定する福祉介護課、こども未来課、大隅、財部支所保健福祉課の関係係長等(別表)をもって組織する。

3 連絡会議は、福祉介護課長が必要に応じて開催する。

4 連絡会議の招集は、福祉介護課長が行う。

(関係課長等の協力)

第6条 社会福祉法人を所管する課の長(第3条に定めた関係課長等)は、指導監査の実施計画の立案又は実施に当たり福祉課長から資料の提供、職員の派遣等について要請があったときは、協力するものとする。

(庶務)

第7条 指導監査会議の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第8条 指導監査の実施に当たっては、別に会長が定める要領により行うものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(別表)第5条関係

関 係 課	関 係 係 長 等
福 祉 介 護 課	社会福祉係長 障害福祉係長 社会福祉法人指導員
子 ども 未 来 課	子育て保育係長
大隅支所保健福祉課	福祉係長
財部支所保健福祉課	福祉係長